

## 第4章 調査の方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現況調査(現地調査)を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目である。

各項目の現地調査の概要は表4-1(1)、(2)に示すとおりである。なお、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現況調査を実施しない。

表4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
大気質	一般環境大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素	4季×7日間連続測定 計画地内1地点
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	4季×1日24時間測定 計画地内1地点
		降下ばいじん	4季×1ヵ月間測定 計画地内1地点
	沿道環境大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	4季×7日間連続測定 沿道5地点
	気象	地上気象(風向、風速)	4季×7日間連続測定 計画地内1地点 (一般環境大気質と同地点)
騒音・低周波音	騒音	環境騒音レベル ( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 計画地周辺地域1地点
		道路交通騒音レベル ( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 沿道5地点
	低周波音	低周波音音圧レベル (G特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レ ベル)	年2回(平日、休日) 各1日4回測定 (6~22時:3回、22~ 6時:1回) 計画地周辺地域1地点 (環境騒音と同地点)
	道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動 二輪車)	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 5地点断面 (道路交通騒音と同地点)
振動	振動	環境振動レベル ( $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{90}$ )	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 計画地周辺地域1地点 (環境騒音と同地点)
		道路交通振動レベル ( $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{90}$ )	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 沿道5地点 (道路交通騒音と同地点)
		地盤卓越振動数	年1回 沿道5地点 (道路交通振動と同地点)
悪臭	悪臭	特定悪臭物質(22項目) 臭気指数(濃度)	年2回(夏季、梅雨 期) 計画地内1地点
水質	公共用水域の水質	浮遊物質 水素イオン濃度	通常時:年3回 降雨時:年1回 放流先河川4地点
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量 流速 水位	通常時:年3回 降雨時:年1回 放流先河川2地点 (水質の排水放流後の地点 と同地点)
地盤	地盤沈下	地質等の状況 (ボーリング調査)	1回 計画地及び周辺地域6地点

表 4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
動物	動物	哺乳類	冬季	計画地及び周辺地域 約 200mの範囲
		鳥類(全般)	春季、夏季、秋季、冬季	
		両生・爬虫類、昆虫類	春季、夏季、秋季	
植物	植物	植物相	春季、秋季	
		植物群落(植生)	秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景観	景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	春季、夏季、秋季、冬季	計画地周辺地域約 1kmの範囲
自然との ふれあいの場	自然との ふれあいの場	自然とのふれあいの場 の資源、周辺環境、利 用状況、交通手段	春季、夏季、秋季	計画地周辺地域約 1kmの範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	農作物の生育期(1回)	計画地及び周辺地域

## 4.1 大気質

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 大気質の状況

###### (ア) 一般環境大気質

調査項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素、有害物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の濃度及び降下ばいじんの量とする。

###### (イ) 沿道環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度とする。

##### イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温及び湿度の状況とする。

##### ウ. 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

##### エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

#### ② 調査方法

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況(自動車交通量)については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

##### ア. 既存資料調査

###### (ア) 大気質の状況

大気質の状況については、一般環境大気測定局及び沿道環境大気測定局の測定データを整理する。

###### (イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度については、一般環境大気測定局または気象観測所の測定データを整理する。大気安定度については一般環境大気測定局の日射量、放射収支量データを基に求める。

### (ウ)大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

### (エ)その他の予測・評価に必要な事項

既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

## イ. 現地調査

大気質の状況(一般環境大気質、沿道環境大気質)及び気象の状況(地上気象(風向・風速))について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況(自動車交通量等)については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

### (ア)大気質の状況

一般環境大気質の現地調査方法は表 4-2 に、沿道環境大気質の現地調査方法は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-2 一般環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法
炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年 3 月 29 日環境庁大気保全局長通達)に定める方法
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)に定める方法
降下ばいじん	ダストジャー採取、重量法

表 4-3 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法 フィルターバッチを用いた簡易測定法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める方法
炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和 52 年 3 月 29 日環境庁大気保全局長通達)に定める方法

### (イ) 気象の状況

気象の状況の現地調査方法は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 気象の現地調査方法

調査項目	調査(測定)方法	観測高さ
地上気象(風向、風速)	「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法	地上約 10m

### ③ 調査地域・地点

#### ア. 既存資料調査

##### (ア) 大気質の状況

調査地域・地点は、計画地最寄りの一般環境大気測定局である和光測定局及び沿道環境大気測定局である戸田美女木自排測定局とする。

##### (イ) 気象の状況

風向、風速の調査地域・地点は、計画地最寄りの一般環境大気測定局である和光測定局とする。大気安定度(日射量、放射収支量)は、日射量、放射収支量の測定を行っている計画地最寄りの一般環境大気測定局である環境科学国際 C 測定局とする。気温、湿度は、計画地最寄りの一般環境大気測定局である戸田測定局とする。

##### (ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

##### (エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

### イ. 現地調査

#### (ア) 大気質の状況

##### a. 一般環境大気質

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、住宅と一部畑地が混在する計画地の環境を代表し、周辺の発生源の影響が小さいと考えられる図 4-1 に示す計画地内の 1 地点とする。

##### b. 沿道環境大気質

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号から經由し計画地に至る経路、計画地の東側方面から主要地方道と和光インター線(水道道路)及び主要地方道練馬川口線等を經由し計画地に至る経路の沿道とする。

調査地点は、図 4-1 に示すとおり、各道路沿道における計 5 地点とする。

#### (イ) 気象の状況

地上気象(風向、風速)の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、住宅と一部畑地が混在する計画地を代表すると考えられる図 4-1 に示す計画地内の 1 地点(一般環境大気質の現地調査地点と同地点)とする。

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

大気質の状況については最新年から過去 5 年間とし、気象については最新の 1 年間とする。なお、当該 1 年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去 10 年間分のデータを用いて異常年検定を行う。その他の項目については、入手可能な最新年とする。

#### イ. 現地調査

##### (ア) 大気質の状況

###### a. 一般環境大気質

二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定、有害物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)は 4 季ごとに各 1 日 24 時間の測定、降下ばいじんは 4 季ごとに各 1 ヶ月間の測定とする。

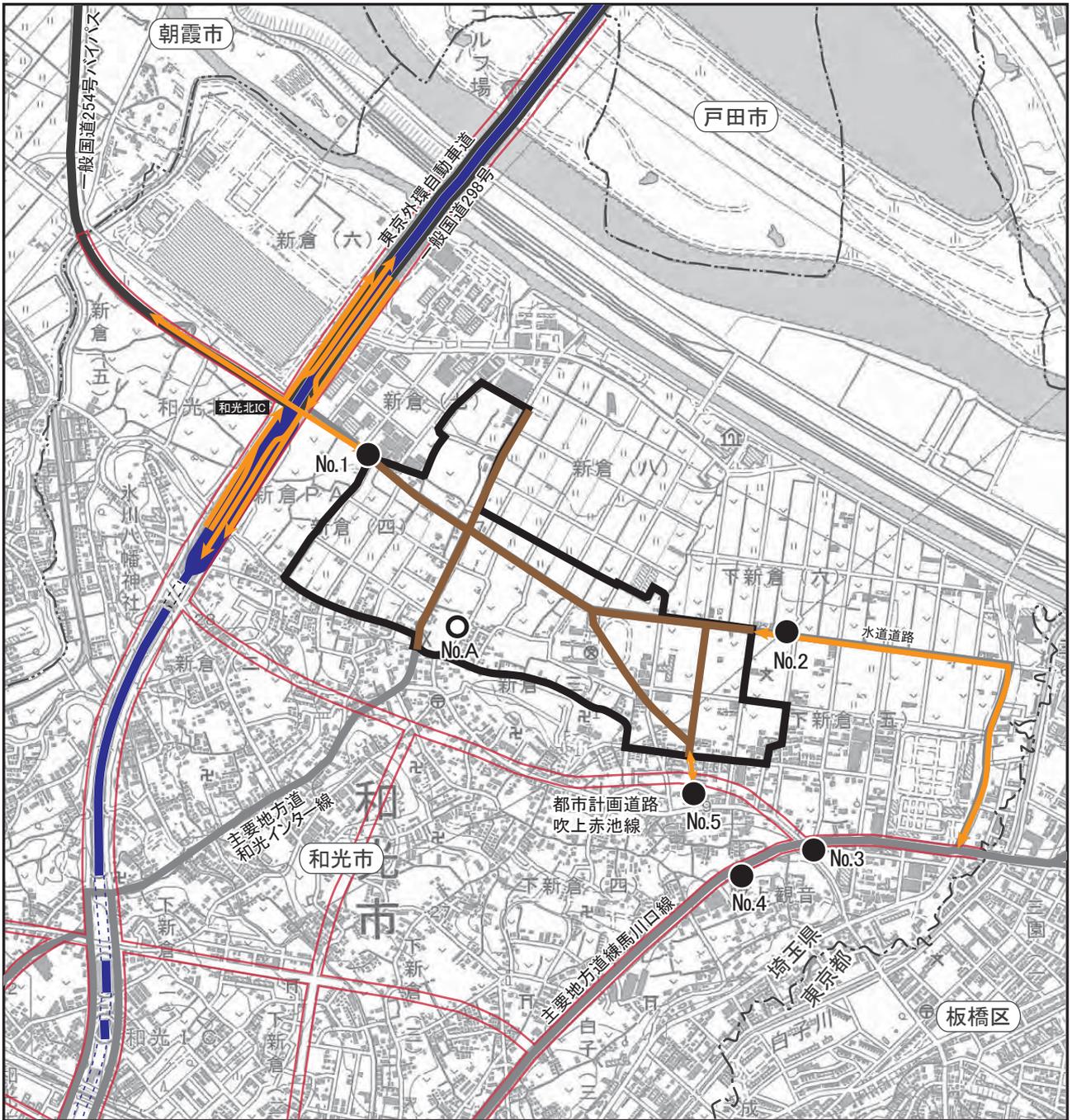
###### b. 沿道環境大気質

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定とする。

なお、No.5 は測定機材の設置場所の確保が困難であることから、フィルターバッチを用いた簡易測定法により、二酸化窒素を測定する。

##### (イ) 気象の状況

地上気象(風向、風速)は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定(一般環境大気質と同時期)とする。



凡例

- |   |                         |   |                |
|---|-------------------------|---|----------------|
|  | : 計画地                   |  | : 一般環境大気質の調査地点 |
|  | : 都県界                   |  | : 沿道環境大気質の調査地点 |
|  | : 市町界                   |   |                |
|  | : 高速道路                  |   |                |
|  | : 一般国道                  |   |                |
|  | : 主要地方道、一般県道、<br>特例都道   |   |                |
|  | : 主要な区画道路               |   |                |
|  | : 関連車両の主要な<br>走行経路(供用時) |   |                |
|  | : 都市計画道路                |   |                |

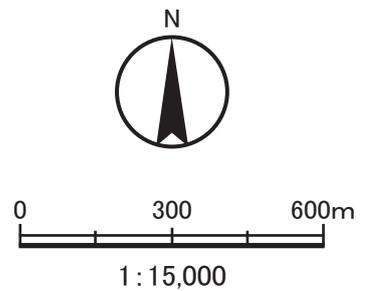


図4-1 大気質調査地点

## (2) 予 測

### ① 予 測 内 容

#### ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化の程度とする。また、粉じんについては、降下ばいじん量が「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」以下であれば不快感の目安を大きく下回ると言われている\*ことから、降下ばいじんの量を予測項目とする(以下、同様)。

注)\*:「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所)による。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化の程度及び降下ばいじんの量とする。

#### ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測項目は、降下ばいじんの量とする。

#### エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の濃度(長期平均濃度、短期高濃度)の変化の程度とする。

#### オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素の濃度(長期平均濃度)の変化の程度とする。

### ② 予 測 方 法

#### ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、大気拡散式(プルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から車両台数を設定し、大気拡散式(プルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

#### ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

#### エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から排出条件を設定することによる拡散計算もしくは類似事例の解析を参考に予測を行う。

#### オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、大気拡散式(ブルーム、パフ式)を用いて予測を行う。

### ③ 予測地域・地点

#### ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測地点は、沿道環境大気質の現地調査地点と同地点とし、道路端から約 200mの範囲とする。

#### ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測地域は、計画地敷地境界の東西南北 4 方向の最大値出現地点各 1 地点とする。

#### エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする。

#### オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

「イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」と同様とする。

### ④ 予測時期等

予測時期は、各予測項目の環境影響が最大となる時期、工事中及び供用時における各環境影響要因を合成し最大となる時期とする。

#### ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

#### ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

造成工事の最盛期とする。

## エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

## オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

大気質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

##### ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、資材運搬等の車両は主要な幹線道路を走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

##### ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

## エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 供用後の各進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

#### オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、供用時の関連車両は区画道路Aを走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道254号バイパス及び一般国道298号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、都市計画道路吹上赤池線及び主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 関連車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底する。

## 4.2 騒音・低周波音

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 騒音の状況

###### (ア) 環境騒音

調査項目は、環境騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )とする。

###### (イ) 道路交通騒音

調査項目は、道路交通騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )とする。

##### イ. 低周波音の状況

調査項目は、低周波音音圧レベル(G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)とする。

##### ウ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

##### エ. 音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

##### オ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の騒音・低周波音の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

###### (ア) 騒音の状況

道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )について、自動車交通騒音実態調査結果等の既存資料データを整理する。

###### (イ) 道路交通の状況

自動車交通量について、道路交通センサス等の既存資料データを整理する。

###### (ウ) 音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況

音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

###### (エ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の騒音・低周波音の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

## イ. 現地調査

騒音の状況(環境騒音、道路交通騒音)、低周波音の状況及び道路交通の状況について、現地調査を実施する。

### (ア) 騒音の状況

環境騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )及び道路交通騒音レベル( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ )について、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に定める「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(1999))」に準じて、計量法第71条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

### (イ) 低周波音の状況

低周波音音圧レベル(G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に準じて測定する。

### (ウ) 道路交通の状況

自動車交通量をハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)に計測する。併せて、道路構造を現地確認する。

## ③ 調査地域・地点

### ア. 既存資料調査

騒音の状況及び道路交通の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

## イ. 現地調査

### (ア) 騒音の状況

#### a. 環境騒音

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4-2に示すとおり、計画地周辺地域における環境騒音を代表し、かつ、住居が分布する計画地南東側の1地点とする。

#### b. 道路交通騒音

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である東京外環自動車道と光北インターチェンジ、一般国道254号バイパス及び一般国道298号から経由し計画地に至る経路、計画地の東側方面から主要地方道練馬川口線及び主要地方道と光インター線(水道道路)等を経由し計画地に至る経路の沿道とする。

調査地点は、図4-2に示すとおり、各道路沿道の各1地点、計5地点とする。

### (イ) 低周波音の状況

調査地域・地点は、環境騒音と同様とする。

**(ウ) 道路交通の状況**

調査地域は、道路交通騒音と同様とする。調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同地点の道路断面とする。

**④ 調査期間・頻度**

**ア. 既存資料調査**

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

**イ. 現地調査**

**(ア) 騒音の状況**

**a. 環境騒音**

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする。

**b. 道路交通騒音**

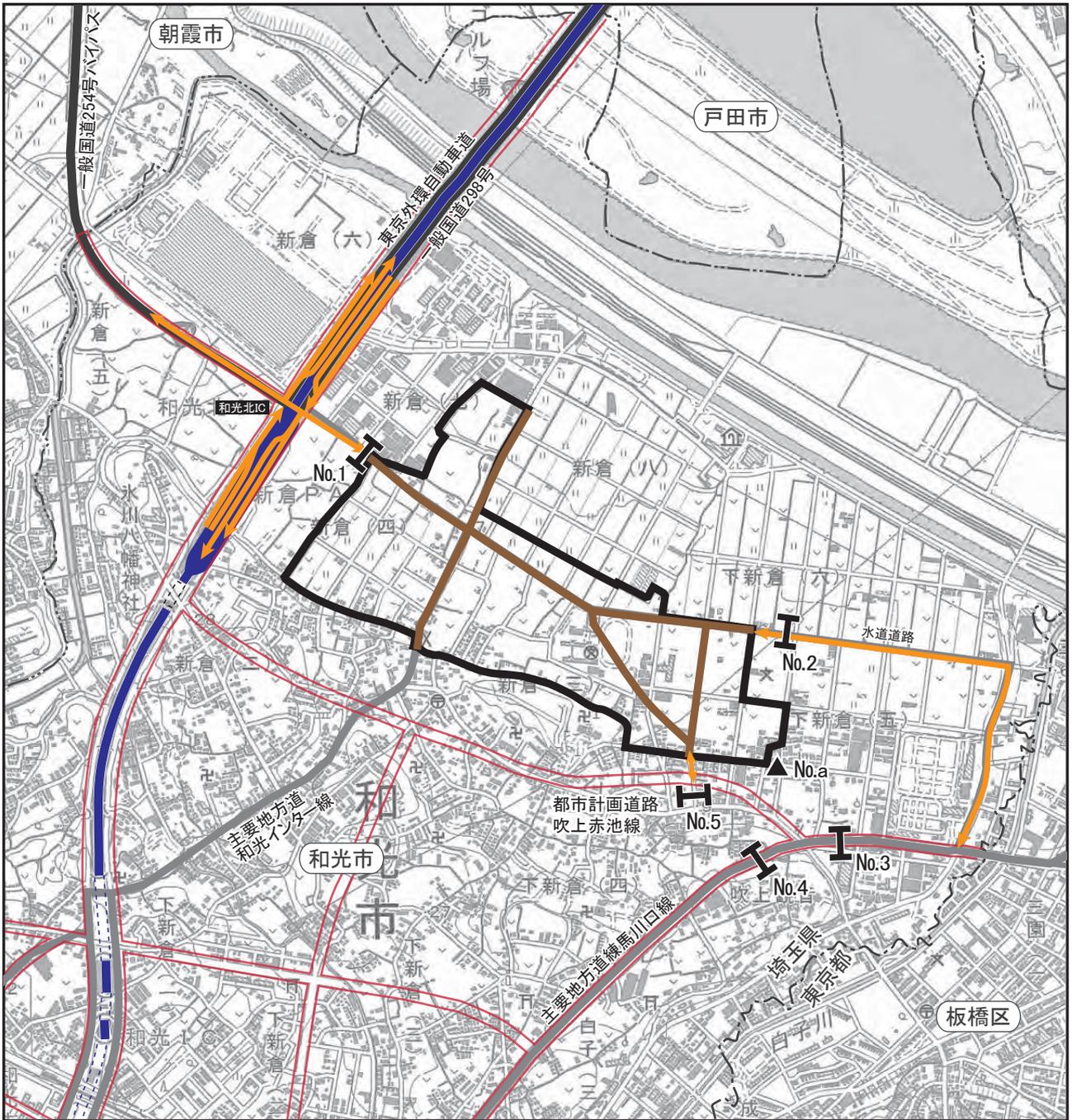
調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする。

**(イ) 低周波音の状況**

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 4 回測定(6～22 時:3 回、22～6 時:1 回)とする(環境騒音と同日)。

**(ウ) 道路交通の状況**

自動車交通量の調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(道路交通騒音と同時)。



凡例

- |   |                         |   |                             |
|---|-------------------------|---|-----------------------------|
|  | : 計画地                   |  | : 環境騒音・振動、<br>低周波音の調査地点     |
|  | : 都県界                   |  | : 道路交通騒音・振動、<br>自動車交通量の調査地点 |
|  | : 市町界                   |   |                             |
|  | : 高速道路                  |   |                             |
|  | : 一般国道                  |   |                             |
|  | : 主要地方道、一般県道、<br>特例都道   |   |                             |
|  | : 主要な区画道路               |   |                             |
|  | : 関連車両の主要な<br>走行経路(供用時) |   |                             |
|  | : 都市計画道路                |   |                             |

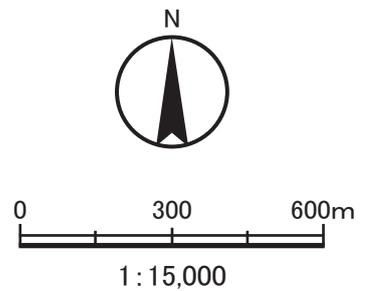


図4-2 騒音・振動・低周波音調査地点

## (2) 予 測

### ① 予測内容

#### ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、建設騒音レベル( $L_{A5}$ )及び環境騒音レベル( $L_{Aeq}$ )とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )の変化の程度とする。

#### ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、施設騒音レベル( $L_{A5}$ )及び環境騒音レベル( $L_{Aeq}$ )とする。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )の変化の程度とする。

#### オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測項目は、低周波音音圧レベルの変化の程度とする。

### ② 予測方法

#### ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて予測を行う。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

工事計画から車両台数を設定し、(社)日本音響学会の交通騒音の予測モデル「ASJRTN-Model 2013」を用いて予測を行う。

#### ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝搬理論式を用いて予測を行う。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、(社)日本音響学会の交通騒音の予測モデル「ASJRTN-Model 2013」を用いて予測を行う。

#### オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて低周波音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝搬理論式を用いて予測を行う。

### ③ 予測地域・地点

#### ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

#### ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

#### オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は周辺住居とする。

### ④ 予測時期等

#### ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

#### ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

#### オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

騒音・低周波音の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による騒音に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

##### ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、資材運搬等の車両は主要な幹線道路を走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

##### ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 供用後の各進出企業に対して騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

##### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、供用時の関連車両は区画道路Aを走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、都市計画道路吹上赤池線及び主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 関連車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底する。

**オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響**

- ・ 供用後の各進出企業に対して騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

## 4.3 振 動

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 振動の状況

###### (ア) 環境振動

調査項目は、環境振動レベル( $L_{10}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{90}$ )とする。

###### (イ) 道路交通振動

調査項目は、道路交通振動レベル( $L_{10}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{90}$ )とする。

##### イ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

##### ウ. 振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況

調査項目は、振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況とする。

##### エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況(自動車交通量)については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

###### (ア) 振動の状況

道路交通振動レベル( $L_{10}$ )について、自動車交通振動実態調査結果等の既存資料データを整理する。

###### (イ) 振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況

振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況について、表層地質図等の既存資料を整理する。

###### (ウ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

## イ. 現地調査

振動の状況(環境振動、道路交通振動)及び振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況(自動車交通量等)については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

### (ア)振動の状況

環境振動レベル(L<sub>10</sub>、L<sub>50</sub>、L<sub>90</sub>)及び道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>、L<sub>50</sub>、L<sub>90</sub>)について、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)に定める「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準じて、JIS C 1510に定められた振動レベル計及び及びメモリーカードを用いて測定する。

### (イ)振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)に示される方法に基づき、大型車単独走行時の振動加速度レベルを1/3オクターブバンド分析器により測定する。この測定結果から振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均して地盤卓越振動数を求める。

## ③ 調査地域・地点

### ア. 既存資料調査

振動の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

## イ. 現地調査

### (ア)振動の状況

#### a. 環境振動

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4-2に示したとおり、計画地周辺地域における環境振動を代表し、かつ、住居が分布する計画地南東側の1地点とする(「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査地点と同地点)。

#### b. 道路交通振動

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である東京外環自動車道と光北インターチェンジ、一般国道254号バイパス及び一般国道298号から経由し計画地に至る経路、計画地の東側方面から主要地方道練馬川口線及び主要地方道と光インター線(水道道路)等を経由し計画地に至る経路の沿道とする。

調査地点は、図4-2に示すとおり、各道路沿道の各1地点、計5地点とする(「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査地点と同地点)。

### (イ)振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

地盤卓越振動数の調査地域・地点は、道路交通振動と同様とする。

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

##### イ. 現地調査

###### (ア) 振動の状況

###### a. 環境振動

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査と同日)。

###### b. 道路交通振動

調査期間・頻度は、年 2 回(平日、休日)、各 1 日 24 時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査と同日)。

###### (イ) 振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

調査期間・頻度は、年 1 回、大型車単独走行時に 10 回測定する。

## (2) 予 測

### ① 予測内容

#### ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、建設振動レベル(L<sub>10</sub>)及び環境振動レベル(L<sub>10</sub>)とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)の変化の程度とする。

#### ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、施設振動レベル(L<sub>10</sub>)及び環境振動レベル(L<sub>10</sub>)とする。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)の変化の程度とする。

### ② 予測方法

#### ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて予測を行う。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

#### ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて振動発生源ごとの振動レベルを設定し、振動の伝搬理論式を用いて予測を行う。

#### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所)の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

### ③ 予測地域・地点

#### ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

**ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響**

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

**エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響**

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

**④ 予測時期等**

**ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響**

建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。

**イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響**

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

**ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響**

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

**エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響**

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

振動の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、振動規制法による規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

##### ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、資材運搬等の車両は主要な幹線道路を走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

##### ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

- ・ 供用後の各進出企業に対して振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるよう指導する。

##### エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

- ・ 計画地南側の住宅への影響に配慮して、供用時の関連車両は区画道路Aを走行することとし、計画地北側、西側及び南側方面からのアクセスは、東京外環自動車道と和光北インターチェンジ、一般国道 254 号バイパス及び一般国道 298 号を経由する経路、東側方面からのアクセスは、都市計画道路吹上赤池線及び主要地方道と和光インター線(水道道路)を経由する経路を主な走行経路とする。
- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 関連車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底する。

## 4.4 悪臭

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 悪臭の状況

調査項目は、特定悪臭物質(22項目)及び臭気指数(濃度)とする。

##### イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温及び湿度の状況とする。

##### ウ. 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

##### エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況(風向、風速、大気安定度、気温、湿度)については、「4.1 大気質」の既存資料調査結果を用いる。

##### (ア) 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

##### (イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

悪臭の状況(特定悪臭物質(22項目)及び臭気指数(濃度))について、現地調査を実施する。

なお、気象の状況(地上気象(風向・風速))については、「4.1 大気質」の現地調査結果を用いる。

##### (ア) 悪臭の状況

特定悪臭物質(22項目)は「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示9号)、臭気指数(濃度)は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」に定める方法に準じて測定する。

### ③ 調査地域・地点

#### ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

#### イ. 現地調査

##### (ア) 悪臭の状況

調査地点は、住宅と一部畑地が混在する計画地の環境を代表し、周辺の発生源の影響が小さいと考えられる図 4-3 に示す計画地内の 1 地点とする。

### ④ 調査期間・頻度

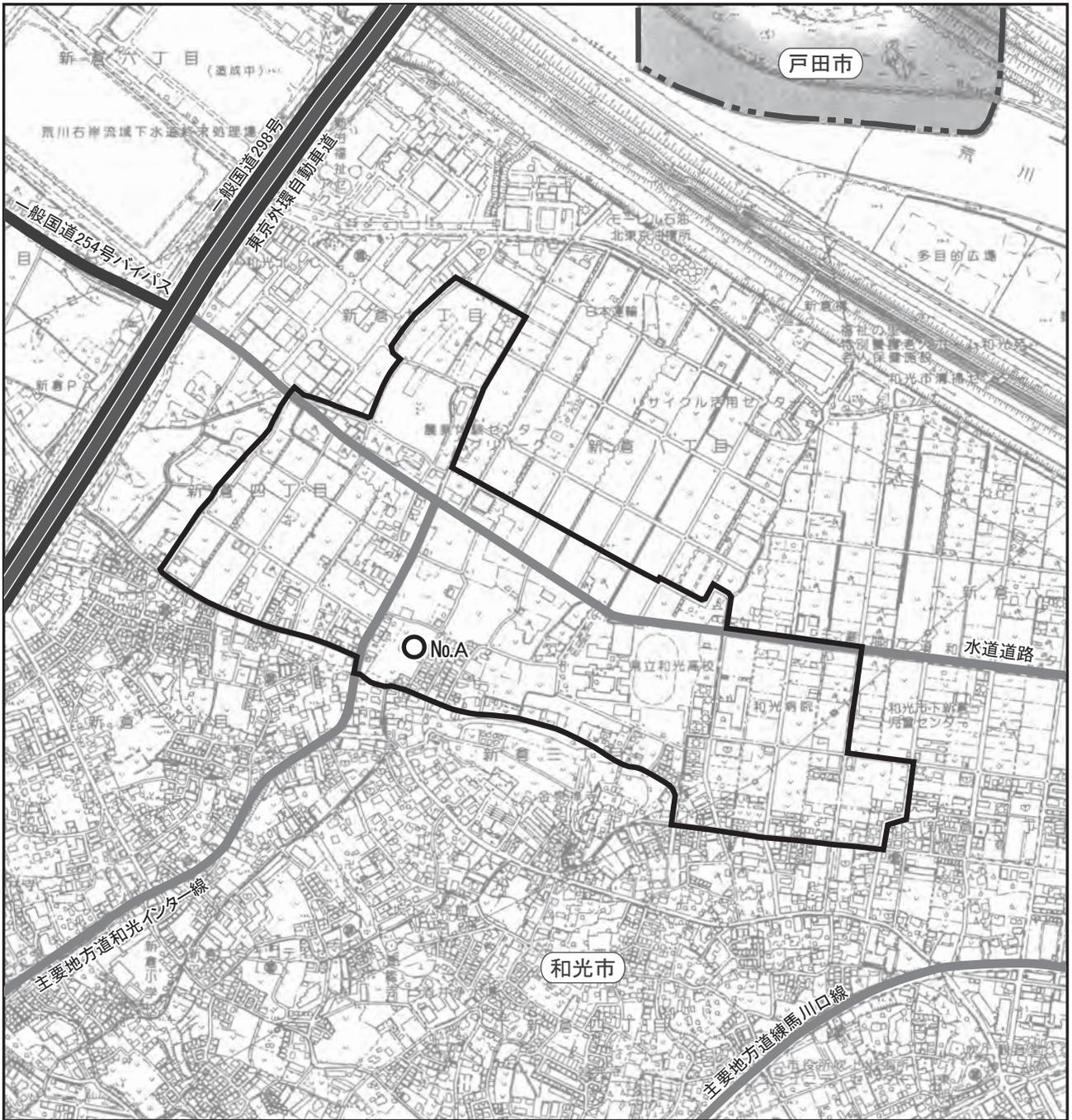
#### ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

#### イ. 現地調査

##### (ア) 悪臭の状況

調査期間・頻度は、夏季及び梅雨期の各 1 回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 悪臭の調査地点

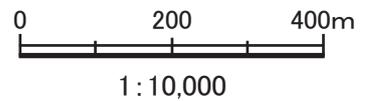


図4-3 悪臭調査地点

## (2) 予 測

### ① 予測内容

予測項目は、施設の稼働に伴う臭気指数(濃度)の変化の程度とする。

### ② 予測方法

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から悪臭の排出条件を設定し、大気拡散式(プルーム・パフ式)を用いて予測、または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

### ③ 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺地域とする。

### ④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、悪臭防止法による臭気指数に係る規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 供用後の各進出企業に対して悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

## 4.5 水 質

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 公共用水域の水質

調査項目は、浮遊物質質量及び水素イオン濃度とする。

##### イ. 水象の状況

調査項目は、河川等の流量とする。

##### ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の発生源の状況、降水量、水利用及び水域利用の状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、その他の予測・評価に必要な事項(降水量、水利用及び水域利用の状況)については、「4.6 水象」の既存資料調査結果を用いる。

##### (ア) 公共用水域の水質

公共用水域の水質について、埼玉県環境白書等の既存資料を整理する。

##### (イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況については、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

公共用水域の水質(浮遊物質質量、水素イオン濃度)について、現地調査を実施する。

なお、水象の状況(河川等の流量)については、「4.6 水象」の現地調査結果を用いる。

##### (ア) 公共用水域の水質

浮遊物質質量及び水素イオン濃度について、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定める方法に準じて調査を行う。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

##### (ア) 公共用水域の水質

公共用水域の水質の調査地点は、工事中雨水の放流先水先の下流となる新河岸川の埼玉県水質調査地点(笹目橋)とする。

##### (イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

## イ. 現地調査

### (ア) 公共用水域の水質

調査地域は、工事中における計画地からの工事中雨水の流入先河川とする。調査地点は、図 4-4 に示すとおり、工事中の排水の合流前である新河岸川の幸魂大橋及び白子川の三園橋、工事中の排水の合流後である新河岸川の芝宮橋及び白子川の水道橋の 4 地点とする。

## ④ 調査期間・頻度

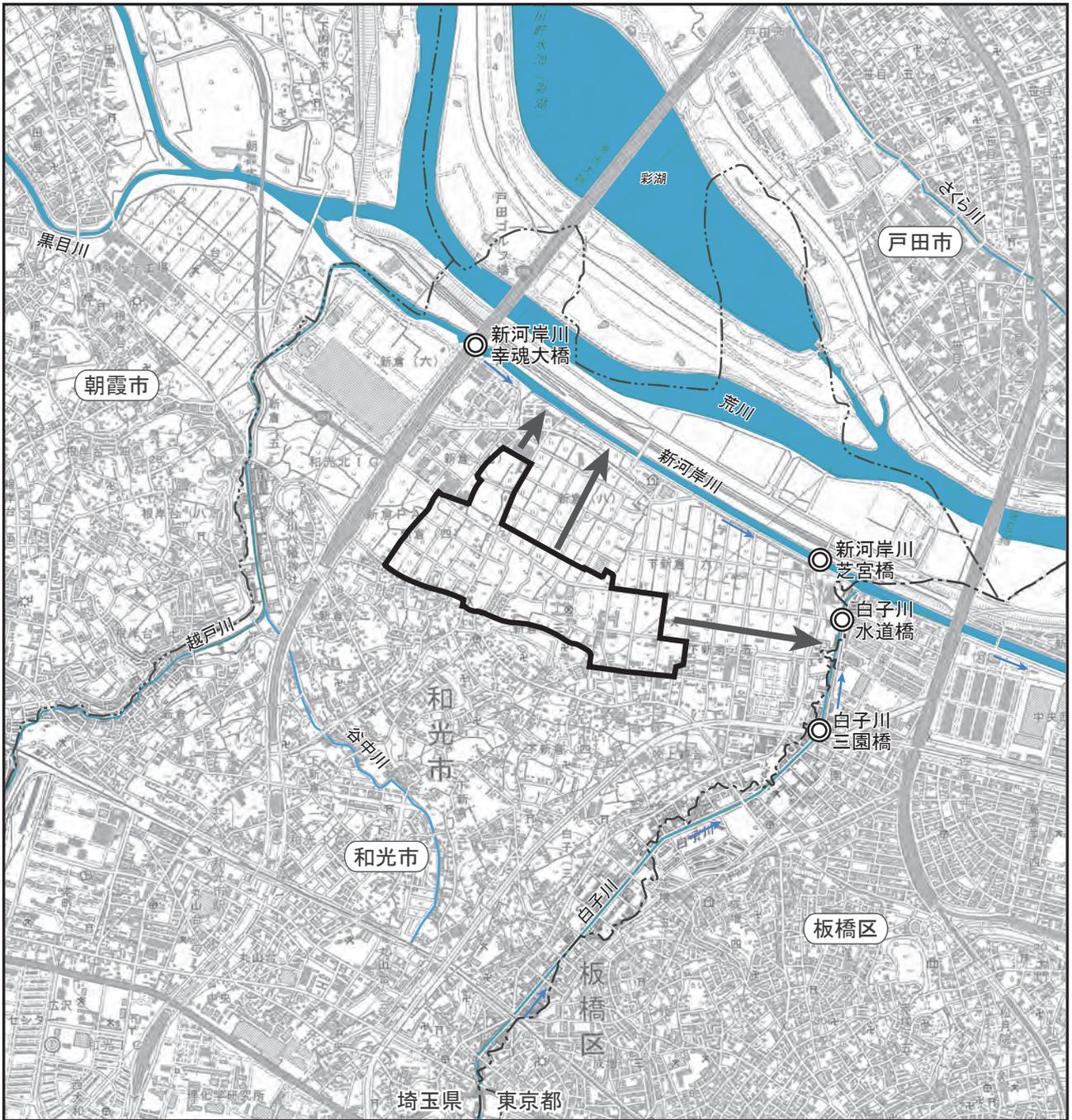
### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

## イ. 現地調査

### (ア) 公共用水域の水質

調査期間・頻度は、通常時に年 3 回（渇水期、豊水期及び平水期の各 1 回）、降雨時に年 1 回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 河川、湖沼
-  : 河川流下方向
-  : 水質の調査地点
-  : 雨水放流方向(経路)

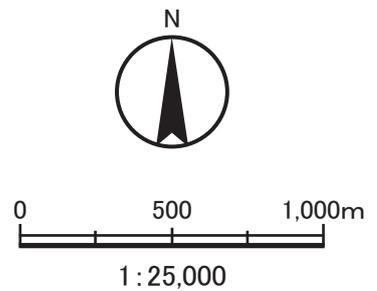


図4-4 水質調査地点

## (2) 予 測

### ① 予測内容

予測項目は、造成等の工事に伴う公共用水域の水質（浮遊物質量及び水素イオン濃度）の変化の程度とする。

### ② 予測方法

濁水発生防止対策及びアルカリ排水防止対策を明らかにすることにより、定性的に予測する。

### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、公共用水域の水質の現地調査の地域・地点と同様とする。

### ④ 予測時期等

予測時期は、造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期とする。

## (3) 評 価

### ① 評価方法

水質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県生活環境保全条例による排水基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 造成箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。

## 4.6 水 象

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 河川等の流量、流速及び水位

調査項目は、河川等の位置、形状、流量、流速及び水位とする。

##### イ. 降水量等の状況

調査項目は、降水量、確率降水量とする。

##### ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

###### (ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の位置、形状については、地形図等の既存資料を整理する。

###### (イ) 降水量等の状況

降水量及び確率降水量については、気象観測所の測定データを整理する。

###### (ウ) その他の予測・評価に必要な事項

水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴については、水利用現況図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

河川等の流量、流速及び水位について、「水質調査方法」(昭和 46 年環水管第 30 号)に定める方法に基づき測定する。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

河川等の位置、形状、その他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域の水路、河川等とする。降水量等の調査地点は、計画地最寄りの気象観測所である練馬観測所とする。

##### イ. 現地調査

河川等の流量、流速及び水位の調査地域は、計画地からの雨水排水の放流先河川とする。調査地点は、図 4-4 に示したとおり、雨水排水の合流後である新河岸川の芝宮橋及び白子川の水道橋の 2 地点とする(「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査地点と同地点)。

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

##### イ. 現地調査

##### (ア)河川等の流量、流速及び水位

調査期間・頻度は、通常時に年3回(渇水期、豊水期及び平水期の各1回)、降雨時に年1回とする(「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査と同日)。

#### (2) 予 測

##### ① 予測内容

予測項目は、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位、造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度とする。

##### ② 予測方法

事業計画から雨水の浸透能(流出係数)の変化の程度や調整池等の能力等を明らかにし、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

##### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、河川等の流量、流速及び水位の調査地域・地点と同様とする。

##### ④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後(植栽が安定した時期)とする。

#### (3) 評 価

##### ① 評価方法

水象への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市の水象の保全に係る計画や指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

##### ② 環境の保全に関する配慮方針

・ 十分な能力を持つ調整地を設置する。

## 4.7 地盤

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 地盤沈下の状況

調査項目は、地盤沈下の範囲及び沈下量とする。

##### イ. 地形・地質の状況

調査項目は、地形の状況、地質の状況(表層地質、収縮層及び軟弱地盤の分布状況)とする。

##### ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、揚水量等の地下水利用、土地利用の状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

###### (ア) 地盤沈下の状況

地盤沈下の範囲及び沈下量については、埼玉県地盤沈下調査報告書等の既存資料を整理する。

###### (イ) 地形・地質の状況

地形の状況、地質の状況(表層地質)については、地形図や地形分類図、表層地質図等の既存資料を整理する。

###### (ウ) その他の予測・評価に必要な事項

揚水量等の地下水利用、土地利用の状況については、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

地質の状況(収縮層及び軟弱地盤の分布状況)については、ボーリング調査により把握する。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

##### イ. 現地調査

調査地点は、既存資料等において地質の状況が確認されている、図 4-5 に示す計画地及び周辺地域の 6 地点とする。

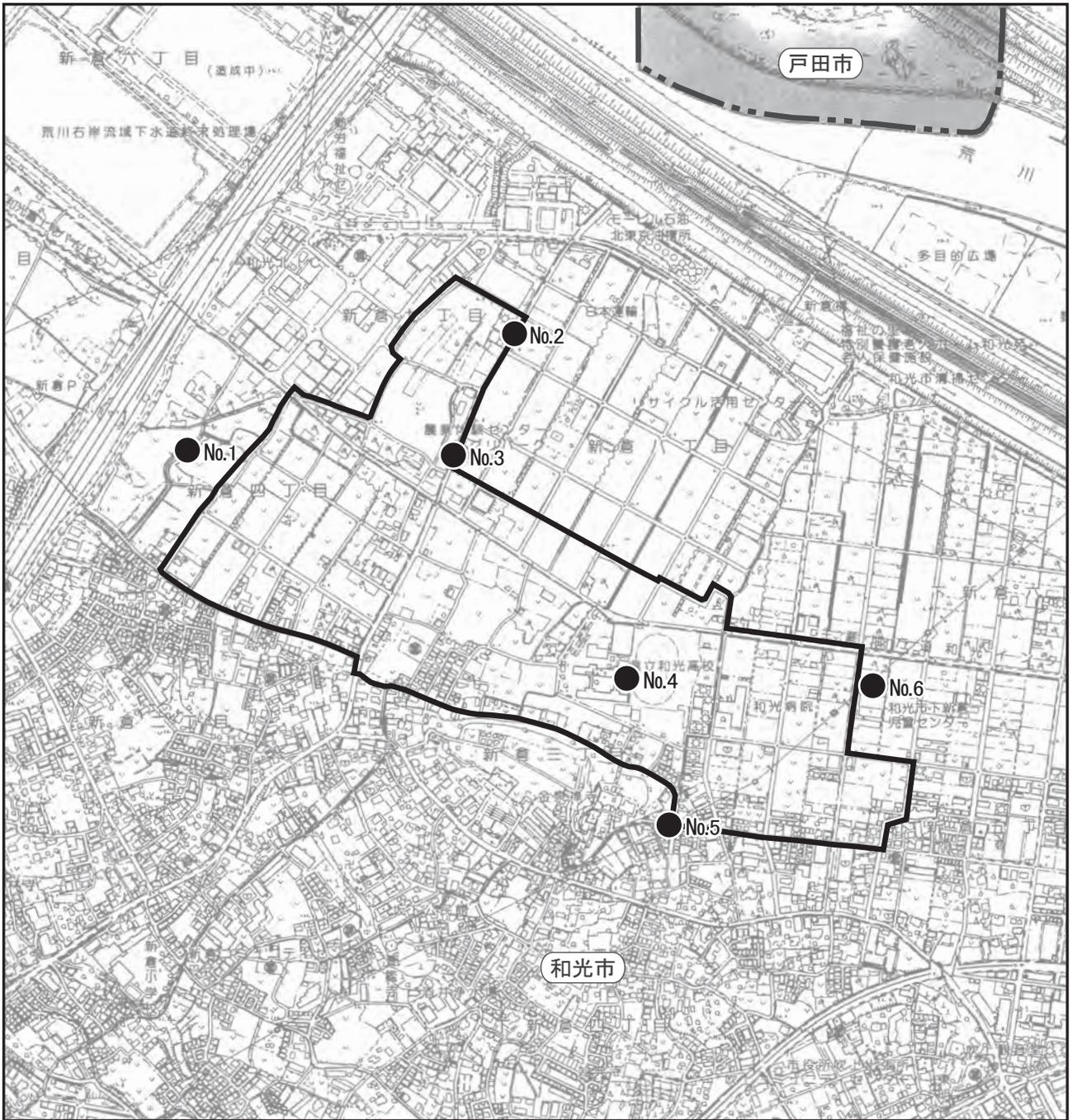
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、1回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 地盤調査地点

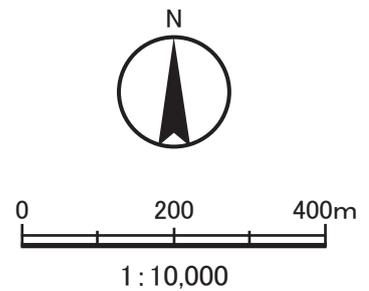


図4-5 地盤調査地点

## (2) 予 測

### ① 予測内容

予測項目は、軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度とする。

### ② 予測方法

軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度については、地質構造、圧密沈下理論式による定量的な予測、または、地盤沈下発生の可能性の有無について調査結果や類似事例等から定性的に予測する。

### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

### ④ 予測時期等

予測時期は、供用時(工事が完了した時期)とする。

## (3) 評 価

### ① 評価方法

地盤への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市が地盤の保全に係る計画や指針等により定めた方針や基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な盛土工法を選定する。

## 4.8 動物

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 動物相の状況

調査項目は、生息種及び動物相の特徴とする。

##### イ. 保全すべき種の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の状況とする。

##### ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

動物相の状況、保全すべき種の状況、その他の予測・評価に必要な事項については、調査地域の動物相に関する既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

動物相の状況(哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類)、保全すべき種の状況について、現地調査を実施する。

#### (ア) 動物相の状況

調査地域内を踏査し、出現する動物を記録する。現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り、室内で同定を行う。

現地調査方法の詳細は、表 4-5 に示すとおりである。

表 4-5 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法		
哺乳類	フィールドサイン法	調査範囲内を任意に踏査し、個体の確認に努めるとともに、足跡、糞、食痕などのフィールドサインにおいて種の確認を行う。	
鳥類	全般	定点観察調査	調査範囲を広く見渡せる場所に設定した定点から観察し、出現した鳥類の種類、個体数等を記録する。
		任意観察調査	調査範囲内を任意に踏査し、出現種を記録する。
両生・爬虫類	爬虫類の主な生息環境である草地を中心に目視による任意観察調査を行い、生息種及び生息状況を記録する。		
昆虫類	スウィーピング法	草や葉上に生息する昆虫類を捕獲するために、捕虫網を草木の間で振り回し、そこに生息する昆虫を採集する。	
	観察調査	目撃や鳴き声等により確認された種を記録する。	

#### (イ) 保全すべき種の状況

計画地及び周辺地域において注目すべき種として、主に耕作地等の環境に依存する種により構成される当地域の動物相に留意して調査を行う。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域 2km 程度の範囲を基本とする。

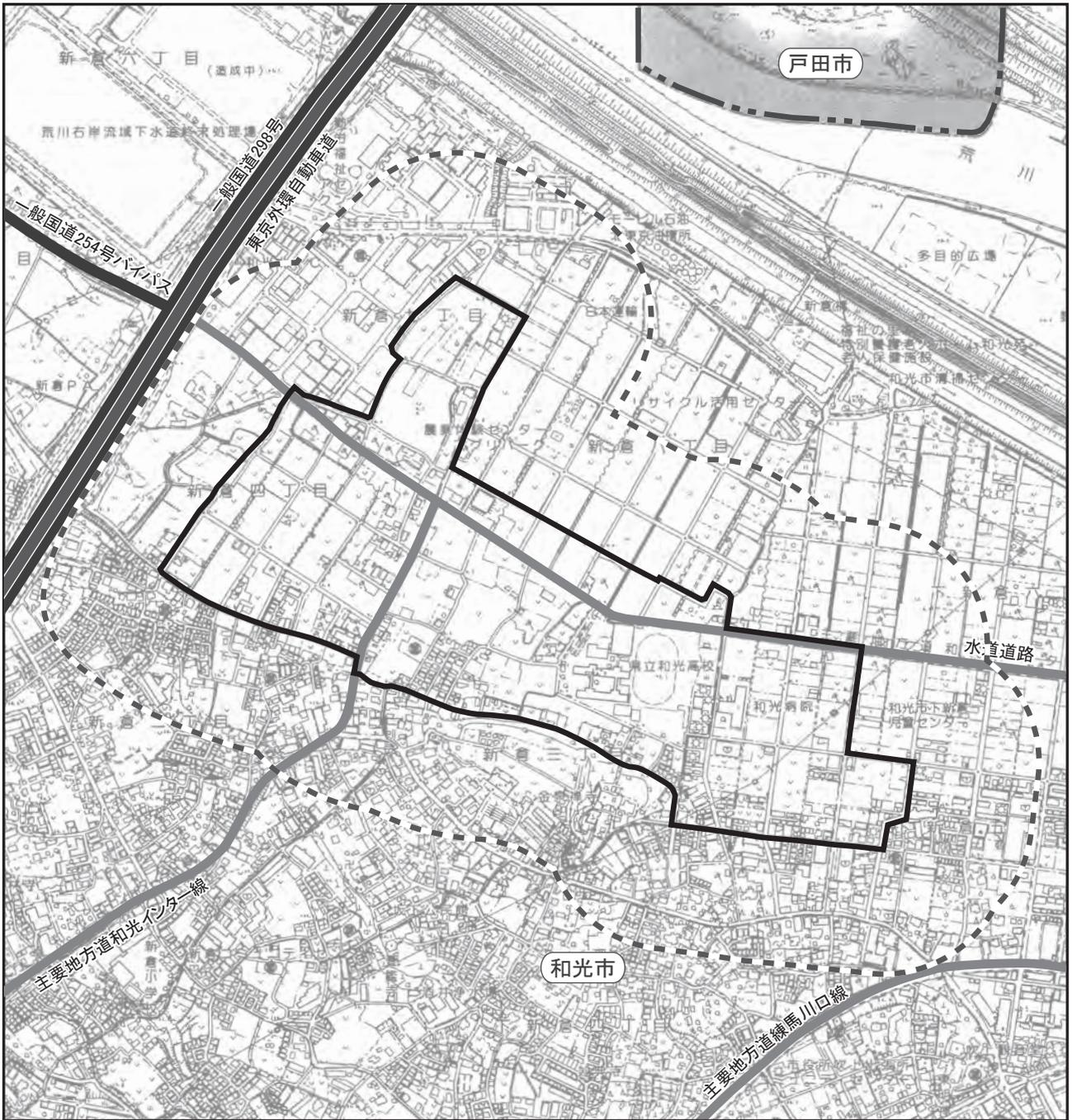
##### イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図 4-6 に示すとおり、計画地及び周辺地域 200m の範囲を基本とする。

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 調査範囲(敷地境界から200m)

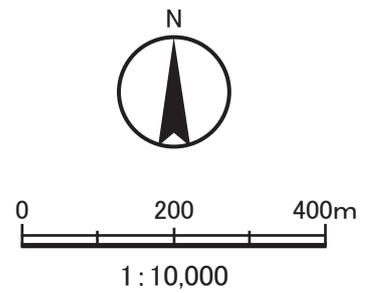


図4-6 動物調査範囲

## イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表 4-6 に示すとおりである。

表 4-6 動物の現地調査の調査期間・頻度

調査項目		調査期間・頻度
哺乳類		冬季
鳥類	全般	春季、夏季、秋季、冬季
両生・爬虫類		春季、夏季、秋季
昆虫類		春季、夏季、秋季

### (2) 予測

#### ① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度とする。

#### ② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせにより予測する。

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

#### ④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市が環境基本計画等により定めた動物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 公園、道路等については、必要に応じて植栽を施すとともに、企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・ 植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。
- ・ 夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。

## 4.9 植 物

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 生育種及び植物相の特徴

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に植物の生育種、植物相の特徴とする。

##### イ. 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とする。

##### ウ. 植生の基盤となる土壌の状況

調査項目は、土壌の生産性等とする。

##### エ. 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の状況とする。

##### オ. 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

調査項目は、保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴とする。

##### カ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

生育種及び植物相の特徴、植生の状況、植生の基盤となる土壌の状況、その他の予測・評価に必要な事項等については、調査地域の植物相に関する既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

###### (ア) 生育種及び植物相の特徴

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する方法とする。なお、現地で確認できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行う。

###### (イ) 植生の状況

現地踏査による判読と航空写真判読による植生分布(相観植生)の確認を行う。

###### (ウ) 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の成立状況として、分布や個体数等について調査する。

## (エ) 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴を調査する。

### ③ 調査地域・地点

#### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域 2km 程度の範囲を基本とする。

#### イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図 4-7 に示すとおり、計画地及び周辺地域 200m の範囲を基本とする。

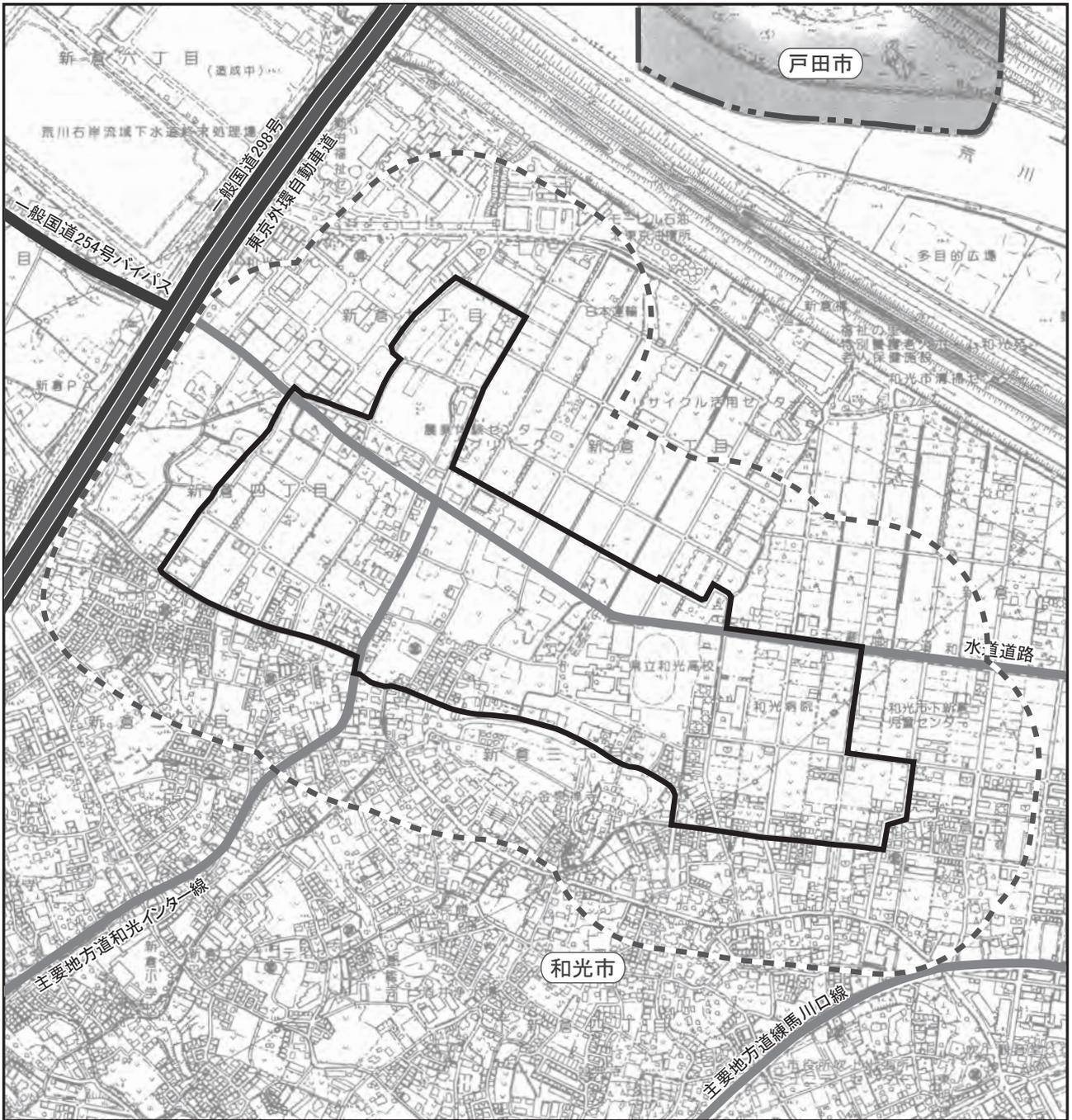
### ④ 調査期間・頻度

#### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

#### イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、春季、秋季の 2 回、植生調査は秋季の 1 回とする



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 調査範囲(敷地境界から200m)

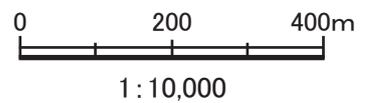


図4-7 植物調査範囲

## (2) 予 測

### ① 予 測 内 容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度及びその他の生育環境への影響の程度、植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度とする。

### ② 予 測 方 法

本事業の計画及び現存植生図、生育確認位置と調査結果との重ね合わせにより予測する。

### ③ 予 測 地 域 ・ 地 点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### ④ 予 測 時 期 等

予測時期は、造成等の工事の影響が最大となる時期及び供用時とする。

## (3) 評 価

### ① 評 価 方 法

植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市が環境基本計画等により定めた植物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環 境 の 保 全 に 関 す る 配 慮 方 針

- ・ 改変区域内で保全すべき植物種が確認された場合は、必要に応じて適地に移植するなどの環境保全措置を検討する。
- ・ 公園、道路等については、必要に応じて植栽を施すとともに、企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・ 植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。

## 4.10 生態系

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定

地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定し、環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を調査する。

##### イ. 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出

上位性、典型性、特殊性の視点から、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出する。

##### ウ. 着目種の生態

調査項目は、抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等とする。

##### エ. 着目種と関係種(着目種の生息・生育に関係する種)との関係

調査項目は、食物連鎖の関係等とする。

##### オ. 着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況

調査項目は、地形、地質、土壌、水系等の環境とする。

#### ② 調査方法

「4.6 水象」、「4.8 動物」、「4.9 植物」等の現況調査結果を整理することを基本とし、生態系の基盤となる環境を類型区分し、各類型区分に依存する調査地域を特徴付ける動植物(典型性、上位性、特殊性)の生息・生育状況から生態系の特徴を把握する方法とする。

#### ③ 調査地域・地点

調査地域は、「4.8 動物」及び「4.9 植物」の調査範囲と同様に、計画地及び周辺地域 200 mの範囲を基本とする。

#### ④ 調査期間・頻度

調査期間・頻度は、「4.8 動物」及び「4.9 植物」の現況調査の調査期間・頻度と同様とする。

### (2) 予測

#### ① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度とする。

#### ② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と動物、植物の生息・生育確認位置との重ね合わせにより得た情報をもとに予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

(3) 評価

① 評価方法

生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市が環境基本計画等により定めた動物・植物・生態系の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 公園、道路等については、必要に応じて植栽を施すとともに、企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・ 植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。
- ・ 夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 変更区域内で保全すべき植物種が確認された場合は、必要に応じて適地に移植するなどの環境保全措置を検討する。

## 4.11 景 観

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 景観資源の状況

調査項目は、自然的景観資源の位置、種類、規模、特徴等とする。

##### イ. 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性、眺望地点としての重要度とする。

##### ウ. 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率)、眺望としての重要度等とする。

##### エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

景観資源の位置、種類、規模、特徴等については、観光パンフレット、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

主要な眺望地点の位置(計画地からの距離や方角)、利用状況、眺望地点としての重要度については、観光パンフレット等の既存資料を整理する。

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

###### (ア) 景観資源の状況

現地踏査により、眺望の対象となっている景観資源の状況を把握するとともに、景観写真の撮影を行う。

###### (イ) 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。

###### (ウ) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、印象、計画地の見え方等を整理する。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

## イ. 現地調査

### (ア) 景観資源の状況

計画地内とする。

#### (イ) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

調査地域は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

計画地南側一帯には和光市の大半を占める台地が分布しているが山や丘陵などはなく、計画地西側は東京外環自動車道に近接、東側約 1km には首都高速 5 号線が南北に走っており、事業場等の人工建造物も多く分布しているため、遠方からの眺望点は少ないことから、主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、図 4-8 に示す地点とする。

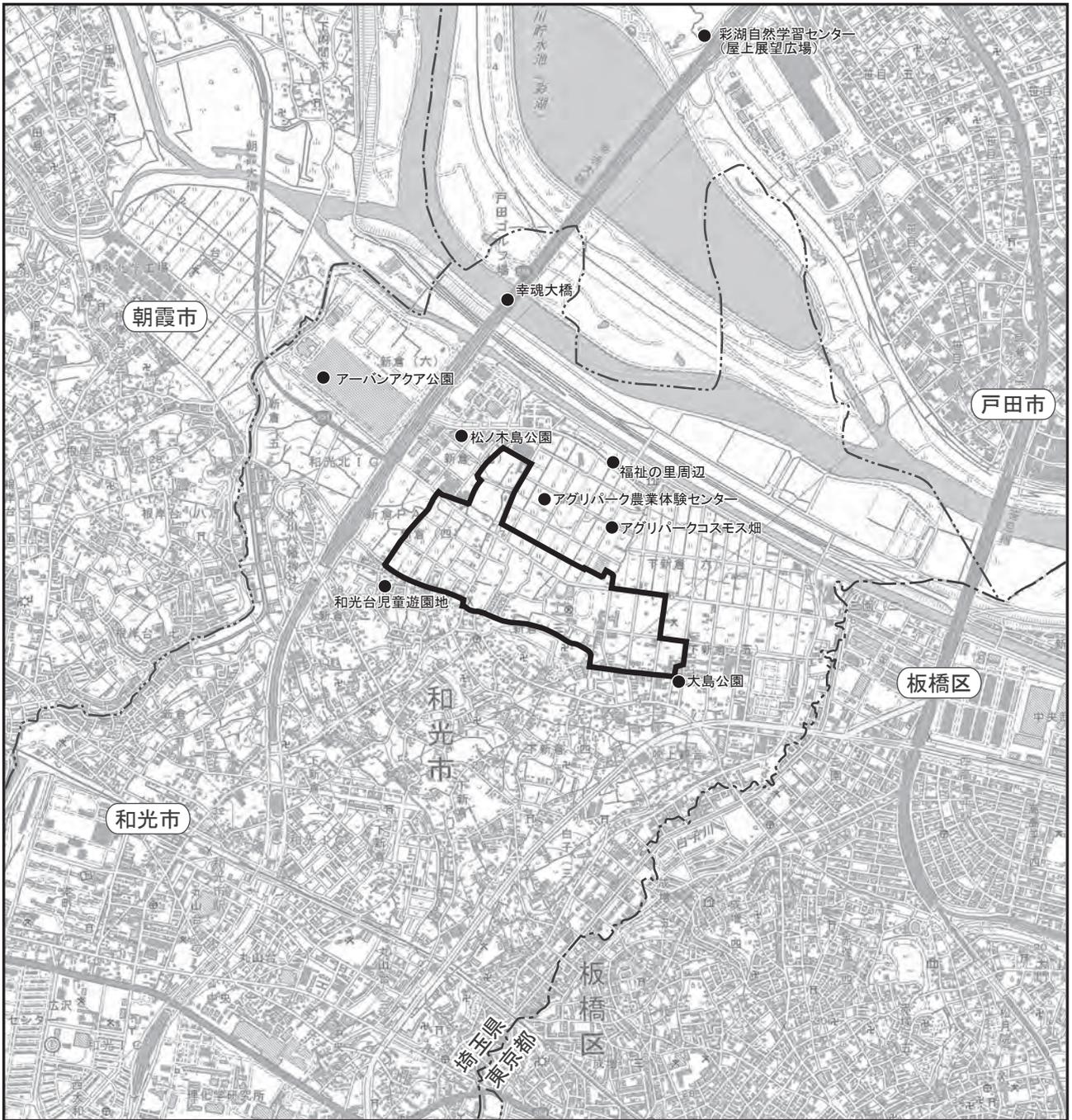
## ④ 調査期間・頻度

### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

### イ. 現地調査

現地調査の調査期間及び頻度は、春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回とする。



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 景観調査地点

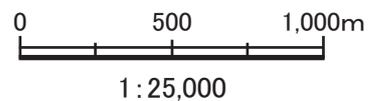


図4-8 景観調査地点

## (2) 予 測

### ① 予測内容

#### ア. 景観資源の状況

予測項目は、景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度とする。

#### イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とする。

### ② 予測方法

#### ア. 景観資源の状況

本事業の計画並びに水象、地象の予測結果と調査結果との重ね合わせによる方法により予測を行う。

#### イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。

### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### ④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後(植栽が安定した時期)とする。

## (3) 評 価

### ① 評価方法

景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観計画等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・ 圧迫感を与えないため、高層建築物の設置は行わない。

## 4.12 自然とのふれあいの場

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

調査項目は、自然とのふれあいの場の分布及び利用範囲、構成要素(自然、利用施設)の内容・特性、背景となる周辺環境の状況とする。

##### イ. 自然とのふれあいの場の利用状況

調査項目は、自然とのふれあいの場の活動のタイプ、活動場所、活動に使用する資源、活動時間帯、活動季節、活動頻度、利用者数、利用方法とする。

##### ウ. 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

調査項目は、自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件とする。

##### エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

自然とのふれあいの場の分布、利用状況、自然とのふれあいの場への主な交通手段、周辺地域の土地利用の状況及び交通網の状況については、観光ガイドや地形図等の既存資料を整理する。

##### イ. 現地調査

###### (ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素(自然、利用施設)の内容・特性、背景となる周辺環境の状況について、現地踏査により確認し、記録・整理する。

###### (イ) 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

###### (ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場への主な交通手段の経路周辺の環境条件については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

#### ③ 調査地域・地点

##### ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

## イ. 現地調査

調査地域・地点は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

### ④ 調査期間・頻度

#### ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

## イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、春季、夏季、秋季の各 1 回とする。

## (2) 予測

### ① 予測内容

#### ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

#### イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響

予測項目は、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

### ② 予測方法

#### ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

#### イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

### ④ 予測時期等

#### ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

造成工事の最盛期とする。

**イ. 造成地の存在、施設の使用、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響**

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

**(3) 評価**

**① 評価方法**

自然とのふれあいの場への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市が環境基本計画等により定めた自然とのふれあいの場の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

**② 環境の保全に関する配慮方針**

**ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響**

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。

**イ. 造成地の存在、施設の使用、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響**

- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。

## 4.13 日照阻害

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

##### ア. 日影の状況

調査項目は、冬至日及び農作物の生育期において日影となる時刻、時間数とする。

##### イ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

#### ② 調査方法

##### ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握する。

##### イ. 現地調査

現地踏査により、地形、工作物の状況、農地の分布を把握する。

#### ③ 調査地域・地点

調査地域は、日影の影響が生じる可能性のある計画地及び周辺地域とする。

#### ④ 調査期間・頻度

##### ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

日影となる時刻、時間数については、春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点における机上検討とする。

##### イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、農作物の生育期の1回とする。

### (2) 予測

#### ① 予測内容

予測項目は、周辺の住宅及び農地への日影の変化の程度とする。

#### ② 予測方法

事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

#### ④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点とする。

### (3) 評価

#### ① 評価方法

日照への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、日照時間の減少が農作物の生育に及ぼす影響に関する知見との対比により日影の影響の程度を明らかにする。

#### ② 環境の保全に関する配慮方針

- ・日影による農地への影響が低減されるよう、各立地企業に対して、中層建築物をできるだけ敷地の南側に配置するよう要請する。
- ・緑地帯の植栽については、日影による周辺の住宅及び農地への影響がないよう考慮する。

## 4.14 廃棄物等

### (1) 予 測

#### ① 予測内容

##### ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

##### イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

##### ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とする。

#### ② 予測方法

##### ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

##### イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後進出予定企業の業種及び施設の規模や事業規模等を想定し、既存資料の業種別の廃棄物排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

##### ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測する。

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とする。

#### ④ 予測時期等

##### ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の施設の建設工事の期間中とする。

##### イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

##### ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

## (2) 評価

### ① 評価方法

廃棄物等による影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環境の保全に関する配慮方針

#### ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

- ・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

#### イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

- ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、各立地企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

#### ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

- ・各立地企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導・要請する。

## 4.15 温室効果ガス等

### (1) 予 測

#### ① 予測内容

##### ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

##### ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況とする。

##### エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、温室効果ガスの種類ごとの排出量及び排出量削減の状況とする。

##### オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

#### ② 予測方法

##### ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

##### イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

##### ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。

##### エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

温室効果ガスの排出量については、進出予定企業の業種等を想定してエネルギー消費量等の活動量を設定し、温室効果ガスの排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

## オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

進出予定企業の業種等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

### ③ 予測地域・地点

建設機械の稼働、造成等の工事及び施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響については、計画地内とする。

資材運搬等の車両の走行及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については、計画地及び車両の走行範囲とする。

### ④ 予測時期等

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響については工事期間中、施設の稼働及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

## (2) 評価

### ① 評価方法

温室効果ガスによる影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や和光市の温室効果ガスに係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### ② 環境の保全に関する配慮方針

#### ア. 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

#### イ. 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

#### ウ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 各立地企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置するとともに、各立地企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。

#### エ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、各立地企業に指導する。
- ・ 関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、各立地企業に指導する。